

質問	回答
JCMの全体戦略について理解を深めたいと考えており、優先地域、セクター等について情報がほしい。	地球温暖化対策計画では、JCMを活用した緩和策促進に向けて、「プロジェクト開発ソーシングの領域・規模・ルート等の拡大に取り組む。分野・領域について、制度開始以来多数の案件を稼働させている省エネルギー・再生可能エネルギー・廃棄物分野に加え、農業・泥炭地管理などの非エネルギー分野の排出削減、CCS、さらに、削減のみならず温室効果ガス除去など幅広い分野・領域へと拡大を図るとともに、特に、削減ポテンシャルの大きい案件の発掘・形成に優先的に取り組む。」としております。優先地域は特段示されておりません。
2030年以降のJCM活用見通しを知りたい。	地球温暖化対策計画では、JCM等の取り組みを通じて2030年度までの累積で1億tCO <sub>2</sub> 程度、2040年度までの累積で、2億tCO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量の確保を目標としており、政府としても2031年以降にJCMを継続・強化できるようパートナー国と調整を進めております。
JCMのクレジット価格水準を知りたい。	JCMクレジットの価格水準は公開されておりませんが、クレジットの価格水準の一例が下記ウェブサイトで公開されております。 <a href="https://www.jpx.co.jp/equities/carbon-credit/daily/index.html">https://www.jpx.co.jp/equities/carbon-credit/daily/index.html</a>
プログラム型JCMはいつ可能になるか。	厳密にはCDMのようなプログラム型ではありませんが、下記のように多くの活動を包含するプロジェクトを実施することも可能です。ただし、妥当性確認時点で、対象プロジェクトを特定し、登録をしておくか、追加の活動を登録したい場合は別のプロジェクトとして登録する必要があります。 <a href="https://www.jcm.go.jp/id-jp/projects/82">https://www.jcm.go.jp/id-jp/projects/82</a>
JCMのCORSIA対応について今後の見通しを知りたい。	現時点で具体的な見通しを申し上げることはできませんが、2026年1月時点ではCORSIAに申請しております。
JCMクレジットに有効期限はあるか。	現時点でJCMクレジット自体には有効期限はありませんが、今後、活用先によっては、ビンテージ（排出削減年）などのクレジットを使用する上での条件が課される可能性があります。
各国でのITMOs発行を含めたJCMが活用可能となる見通し、および現状について知りたい。	パリ協定6条に対応したJCMの規則・ガイドライン類が採択されている国においては、JCMでITMOsを発行することがルール上可能です。なお、2026年1月時点では、タイ、モルディブとのJCMにおいてITMOsが発行されております。

	<p><a href="https://www.jcm.go.jp/th-jp/information/611">https://www.jcm.go.jp/th-jp/information/611</a></p> <p><a href="https://www.jcm.go.jp/mv-jp/information/615">https://www.jcm.go.jp/mv-jp/information/615</a></p>
<p>民間 JCM クレジットが ITMOs として承認されるための手続き (日本国と相手国に対するレポート提出等) はプロジェクトを実施している民間企業自体が行うか。</p>	<p>ご理解のとおり、事業者がクレジット発行前からご準備いただく必要があります。</p>
<p>民間 JCM ではない場合 (日本国もクレジットを取得する場合) は、事業主体が民間企業だとしても ITMOs の承認は日本国政府が行い、民間企業の対応事項はないという理解で良いか。</p>	<p>ITMOs の承認は、日本政府のみならずパートナー国政府も行います。承認の手続き自体は、政府が行うものですが、手続きを進めるにあたって、事業主体である民間企業から適切な情報提供が必要となる場合があると考えております。</p>
<p>COP26 で設定された「指定 NDC 期間内に創出された JCM クレジットの指定 NDC 期間内使用制限」が 2030 年までに緩和される可能性について知りたい。</p>	<p>ご質問の趣旨が、COP26 の Decision 2/CMA.3 で決定された「ITMOs を NDC 達成に使用する際は、緩和成果の発生年を含む NDC 実施期間中に使用しなければならない」点に関してであれば、具体的な見通しを申し上げられませんが、可能性は低いかと存じます。なお、これまでに決定したパリ協定 6 条に関する実施指針や細則は 2028 年の COP33 で見直しが見られる予定となっております。</p>
<p>クレジットの配分を、相手国、相手国事業者、日本国、日本国事業者の 4 者で分けるとのことだが、相手国と相手国事業者の違いは何か。相手国事業者にクレジットを配分すれば、相手国事業者が使ったうえで、相手国の NDC にも使えるのではないか。</p>	<p>基本的に発行されたクレジットは、事業者間で取り決めた配分率で配分されます。</p> <p>ただし、政府補助金を利用した場合は、日本政府が資金支援に応じて、日本企業側に配分されたクレジットを取得するという関係になります。</p> <p>相手国で JCM プロジェクトが実施されることにより、排出削減が実現し、その時点で相手国の NDC に貢献するので、パートナー国政府・事業者が取得した JCM クレジットは、パートナー国の NDC 達成には使用することができません (ダブルカウントになるため)。</p> <p>ただし、ご指摘のとおり、今後、パートナー国側に発行したクレジットが相手国の NDC ではなく、相手国の法規制等 (ETS や炭素税等) に活用される可能性は考えられます。</p>
<p>申し込み方法の詳しい流れを知りたい。</p>	<p>経済産業省の JCM 実現可能性調査 (JCM FS) への申し込み方法については、下記ウェブサイトから公募要領等をご確認ください。</p>

	<a href="https://jcmfs.meti.go.jp/">https://jcmfs.meti.go.jp/</a>
日本政府の資金支援を伴う JCM = 公募の理解はあるか	経済産業省の実現可能性調査や環境省の設備補助事業等、公募により資金支援事業として採択された事業が「日本政府の資金支援を伴う JCM」に該当します。
JCM 公募に通った場合、相手国とのやり取りはあるか。	多くの場合、事業の計画から実施まで、様々な場面でパートナー国の関係者とのやり取りが生じると考えられます。
これまで公募を利用した企業の中で、多少のクレジットを確保した企業の有無を知りたい。	過去の案件では、民間企業が取得した例がございます。なお、現在の設備補助事業等では日本側取得分は原則として日本政府が取得するとしています。
相手国政府から「日本側の貢献分（貢献割合）」として認められる取組の例と認められない取組の例を詳しく知りたい。	パートナー国によって状況が異なるため一概に申し上げることはできませんが、一般的には資金面での貢献、技術面での貢献等が認められると考えられます。
JCM の考え方である Reference Emission につき海外パートナー企業側にとって違和感があるのではと懸念している。特に CDM 等ではっきりとしたベースラインがある場合、なぜ保守的にするのかと言われるのではないかと考えている。何が何でも保守的にする必要があるか。	JCM では、排出削減量の過大推定を防ぎ、クレジットの信頼性や環境十全性を確保するため、リファレンス排出量を保守的に設定することが求められています。また、保守的な設定にすることで、クレジット化されずパートナー国に残る排出削減量が確保され、事業に対するパートナー国の理解も得られやすくなります。ただ、過度に保守的にすると獲得できるクレジットが減少するため、実態やデータに基づき、合理的な範囲での保守的な設定が必要となります。CDM のベースラインは成り行き排出量（BaU）をベースとしており、このベースラインからの削減量をクレジットにすることは、そのクレジットが獲得国において排出されるため、世界全体で見ると BaU の排出を続けることと同じとなります。パリ協定では世界全体での排出削減を目指しており、6条2項の協力においても、クレジットとなる削減量以外の削減量を確保する（リファレンス排出量を BaU を下回って設定する）ことが必ず求められます。
新 PIN 様式は、今後の案件のみに適用されるという理解で良いか。具体的には、クレジット期間について 5 年 10 年と示されているが、既存の設備補助スキームは、償却期間がクレジット発行期間と認識しており、最長 15 年ほどを想定していた。既存の JCM クレジット期間も、5 年 10 年となるか。	ご理解のとおり、新 PIN 様式は今後、パートナー国へ送付する案件に適用されます。 令和7年度環境省設備補助事業では、クレジット対象期間は 10 年固定もしくは法定耐用年数のいずれか短い方としております。それ以前に採択された事業に関しても同様となります。

<p>検討の初期段階にある案件で、パートナー企業候補から「現地政府への早期共有と内諾」を目的に、早々に PIN を提出したいとの意向を受けている。日本側としては参画を前向きに検討しているものの、事業はまだ FS 初期段階であり、今の時点で日本企業名を PIN に記載して相手国政府に提出することリスクの有無を懸念している。</p> <p>PIN の正式な提出と承認のルートは、「日本企業 → JCMA → 日本政府の承認 → 相手国政府に送付 → 相手国政府の承認」と認識しているが、正しいか。</p> <p>また、正式ルート以前に提出される PIN が、記載されている日本企業の参加を確約するものとは扱われないという理解で問題ないか。</p>	<p>現地政府への早期共有と内諾を目的に、早々に PIN を提出したい場合、例えば FS 初期段階の事業の PIN を提出頂いても、PIN に確定した事項はほとんど記載されていないことになり、日本側として確認できません。</p> <p>ご懸念の点ですが、実現可能性調査の初期段階で PIN を提出頂いても、確定した事項がほとんど記載されていないこととなります。</p> <p>また、PIN に記載されていた企業が、実際にプロジェクトを実施する段階になって変わることは禁止されている訳ではありませんが、変更の理由や変更後の企業の役割の変化等によっては、プロジェクトの正式登録の判断に影響が生じる可能性があります。以上を踏まえて、慎重な対応が必要だと考えられます。</p> <p>PIN の提出ルートについては、現時点ではご指摘のとおりです。</p>
<p>新 PIN 記載例の「CDM 方法論 (AM00x) を参照し、Baseline (BaU) 排出量を設定。本パートナー国の NDC 目標が BaU 比 30% 削減であるため、BaU 排出量 7 割をリファレンス排出量と設定し、この排出量とプロジェクト排出量の差を想定排出削減量として計算した。」との考え方は相手国含め許容される見込みか。</p>	<p>あくまでも記入例であり、パートナー国、プロジェクトタイプによって許容されるかは異なると考えられます。</p>
<p>JCM に適格なプロジェクトの基準に関連して、ODA が利用されているプロジェクトの適格性については整理されているか。</p>	<p>JCM 適用基準が公表される以前に、ODA の資金を活用したプロジェクトでは JCM を適用できないと整理されています。</p>
<p>JCM 適用基準は、各パートナー国の合同委員会や</p>	<p>JCM 適用基準は、どのようなプロジェクトが JCM の対象となるかを国内で整理したものです。パートナー国に共有済み</p>

<p>MoUで参照するように組み込まれているか。例えば、JCM適用基準の追加性の認識についてパートナー国と齟齬はないか。</p>	<p>の新PIN様式でも、JCM適用基準の内容が反映されているため、パートナー国側が認識していない訳ではありません。</p>
<p>設備補助などの支援制度を受けずに実施されているプロジェクトはどの程度あるか。</p>	<p>2026年1月時点でJCMプロジェクトとして登録済みの民間JCMプロジェクトはありません。民間JCMは2024年頃までほぼ実施例がなく、今後JCMプロジェクトとして登録数が増加することが期待されます。</p>
<p>民間JCMを支援する制度があれば知りたい。</p>	<p>JCMAでは民間JCMのPIN事前相談を随時受け付けています。また、民間JCMを支援する事業として、経済産業省の実現可能性調査（FS）及び、NEDOのJCMクレジット化支援調査事業（JCMクレジット化支援・MRV適用調査）等がございます。詳細につきましては、「<a href="#">二国間クレジット制度（JCM）の概要と最新動向</a>」資料のp.26をご参照ください。</p>
<p>設備補助などの支援制度を受けない場合に、相手国政府との交渉に対する環境省や経済産業省からの支援はあるか。</p>	<p>相手国政府との交渉で支援が必要な場合は、JCMAや関連省庁にご相談ください。</p>
<p>炭素税の動向はどうか。</p>	<p>ご質問の趣旨が、GX推進法改正案に関するものでしたら、2025年2月時点の案では、2028年度以降、経済産業大臣は、化石燃料の輸入事業者等に対して、輸入等する化石燃料に由来するCO2の量に応じて、化石燃料賦課金を徴収する予定となっています。</p>
<p>排出量取引制度について、複数の有志国間で共通化するような動きがありますが、日本も対応していくか。例えば、COP30においてOpen coalitionのイニシアチブについて18か国が賛同しており、それに日本も賛同していくか。</p>	<p>排出量取引制度を接続せずともJCMを通して国家間で環境価値の移転ができるため、日本国内にとどまらず排出削減を費用効率良く進めることが可能であり、他国の排出量取引制度とGX-ETSを接続することは検討していません。</p>
<p>6条2項ガイダンスで定められているITMOの相当調整に関する要件の一つとして、あるNDC期間内で創出されたクレジットは、同一のNDC期間内で相当調整す</p>	<p>6条2項ガイダンス（決定2/CMA.3の附属書）で定められる相当調整の要件についてはご認識のとおりです。ご指摘の点は、政府内で検討中の事項の一つであり、ご回答できるようになった段階で改めてご連絡させていただきます。</p>

<p>ることが求められていると考える（直近のNDC期間では2030年まで）。このガイダンスに則ってGX-ETS制度でのオフセット目的としてJCMクレジットを使おうとすると、次のNDC期間では2030年までのクレジットは持ち越せない、という認識で良いか。その場合、2030年にクレジットが優先的に償却され、排出枠の取引にも影響が出るのではと思料しているが、何か対策やルールの設定等は検討されているか。</p>	
<p>JCMの創出目標が2030年度1億トン、2040年度2億トンと説明があったが、GX-ETS対象企業のクレジット使用上限と比較しても、この量はまだまだ足りないものか。</p>	<p>GX-ETS対象排出量は日本のGHG総排出量の6割程度を占めると見込まれています。全ての企業が上限量までクレジットを使用すると仮定すると、年間約6,000～7,000万トンの需要が生じることとなります。2030年度1億トン/2040年度2億トンの目標は累積の目標であるため、全企業が上限量まで使用するシナリオでは供給量が不足する可能性があります。</p>
<p>10%だけJ-クレジット&amp;JCMクレジットが使えるものの、超過削減量のほうが安い設定になっているため、実際はほとんど10%まで使えるクレジットに需要が生まれないと考えているがどうか。</p>	<p>JCMクレジットは、市場取引をまだ開始していないため、価格予測や需要に関しては現時点で予断できないと考えております。今後、GX-ETSの第2フェーズの開始に伴い、適切なタイミングで市場を開設し、企業の目標達成に必要な選択肢の一つを提供したいと考えております。</p>
<p>GX-ETSの排出枠の上限価格を複数設定することや、EUのように市場安定化リザーブ制度を導入することは検討したか。</p>	<p>あらかじめ排出枠の取引価格の範囲を定めておくことで、企業にとって価格予見性が高まるという利点があります。将来的には多様な設計があり得ますが、現時点では複数の上限価格の設定、あるいは市場安定化リザーブ制度の導入といった量的なコントロールを行うことは検討していません。</p>
<p>民間JCMで創出したクレジットをGX-ETSのオフセットに使えるとあったが、先日公表されたGX-ETSの排出枠の取引上限価格4,000円程度では、クレジット需要が見込みづらい。GX-ETSの排出枠の価格とJCMクレジ</p>	<p>JCMクレジットは現在取引が開始されていない状況であり、まずは取引を行うための環境を整備中です。そのため、JCMクレジットの価格の見込みは現時点で回答できません。ご不明点があればいつでも経済産業省までご連絡ください。</p>

<p>ットの価格は調整されているか。</p>	
<p>上限価格は義務履行用の上限価格かどうかを知りたい。企業によっては RE100 達成のために、義務以上のクレジットを獲得する場合もあるため、義務以上の調達を目指す企業に対して、相対取引で排出枠の上限価格を超えた価格で売却することは可能か。</p>	<p>排出枠の上限価格は、民間企業が容易に検討可能な石炭から液化天然ガス（LNG）への燃料転換コストを参考にしています。燃料転換コストは国際情勢によって大きく上昇する可能性があり、その際に排出枠の上限価格が機能します。GX-ETS の排出枠は RE100 に利用可能ではないため、他の制度の報告に利用できるクレジットは排出枠の上限価格を超えて価格が付く可能性があります。</p>
<p>過去に発行された JCM クレジットも GX-ETS のオフセットに利用可能か。</p>	<p>温室効果ガス排出量算定・報告・公表（SHK）制度において、2021 年以前のクレジットの利用に条件があるため、詳細は SHK 制度を確認してください。</p>
<p>GX-ETS のオフセット用途に、再エネ発電由来の J-クレジット/JCM クレジットを使えるか。</p>	<p>現在のところ、クレジット種別を限定するような決定はなく、再エネ発電由来の J-クレジット・JCM クレジットを使用することが可能です。</p>
<p>ブラジルが JCM のパートナー国となる見通しを知りたい。</p>	<p>具体的な見通しを申し上げることはできませんが、ブラジルとは JCM 構築に向けて協議を進めております。</p>
<p>「ベトナムは状況が流動的」とあったが、どのような趣旨か。</p>	<p>ベトナムでは、緩和成果の国際取引に関する政令案が検討されているため、更なるルールが導入される可能性があります。</p> <p><a href="https://en.mae.gov.vn/viet-nam-prepares-for-developing-carbon-market-postcop30-9137.htm">https://en.mae.gov.vn/viet-nam-prepares-for-developing-carbon-market-postcop30-9137.htm</a></p> <p>The Ministry of Agriculture and Environment is currently finalizing draft decrees on international exchanges of mitigation outcomes and carbon credits; on carbon absorption and storage by forests; and on the operation of Viet Nam’s domestic carbon exchange. These legal instruments will progressively incorporate new international standards formed in the post-COP30 context.</p>
<p>ベトナムの陸上風力に JCM が適用されるのか否か知り</p>	<p>制度として、陸上風力による JCM プロジェクトの実施は妨げられていません。政令 119/2025/ND-CP では、「国際</p>

たい。	炭素クレジット取引・オフセットメカニズムに基づくプロジェクトにおける温室効果ガス排出削減の実施を促進する措置及び活動」として、33の措置・活動が挙げられており、その中に陸上風力も含まれています。具体的な事業の承認を得るには、PIN等を通じてベトナム側に提案する必要があります。
これまでタイ政府とやり取りするうえで問題になった事例はあるか。	事業の検討を進める上でタイ政府から大小さまざまな指摘を受けることはございます。
民間 JCM での CCS/CCUS 事業の場合、両政府への CO2 削減価値の分与比率はどうか。	CCS・CCUS 事業における両国へのクレジット配分割合は特段定められておりません。なお、既に CCS・CCUS に関するガイドライン類が採択されているインドネシアでは、Project Cycle Procedure のパラグラフ 85 において、プロジェクトタイプによらず少なくとも 10% のクレジットがインドネシア側に配分されると規定されております。 <a href="https://www.jcm.go.jp/rules_and_guidelines/id/file_03/JCM_ID_PCP_ver06.0.pdf">https://www.jcm.go.jp/rules_and_guidelines/id/file_03/JCM_ID_PCP_ver06.0.pdf</a>
クレジット量の確保の上では Nature Based Solution を効果的に活用することも検討に入るが、NbS の場合、技術的な革新を生むのが難しい側面もある。この点、JCM 方法論化する際に NbS において留意すべき事項や現在の NbS の取組を知りたい。	NbS では特に追加性に留意する必要があると考えられます。例えば JCM で承認された AWD 方法論では、追加性がないとみなされないよう適格性要件で「過去 2 年間 AWD が当地で実施されないこと」という要件が含まれています。 <a href="https://www.jcm.go.jp/ph-jp/methodologies/159">https://www.jcm.go.jp/ph-jp/methodologies/159</a> また、JCM では NbS に関連する取り組みとして、REDD+ や水田メタン削減を進めております。
インドネシアで森林の REDD の JCM はいつから可能になるか。Planned の REDD プロジェクトで JCM 組成できないか。Unplanned の REDD プロジェクトしか組成できないか。	インドネシアとの JCM において森林分野のガイドライン類が採択された後に可能となりますが、具体的な見通しを申し上げることはできません。また、JCM の REDD+ ガイドラインは、特に Planned と Unplanned で分けて規定している訳ではないため、JCM の森林ガイドラインの規定に沿っている活動であれば組成可能と考えられます。
海外の森林プロジェクト実行者で日本の JCM に興味を持っている方もいるという印象であるが、JCM 森林のガイドラインが策定されている国において、JCM に関しての周知はどのようにされているか。	海外でも、日本政府の委託事業の一環で JCM に関するセミナー等は開催されておりますが、森林関連に特化したものは特に把握しておりません。JCM の森林ガイドライン類のドラフトは、林野庁のホームページに掲載されています。 <a href="https://www.rinya.maff.go.jp/j/kaigai/index.html#reddjcm3">https://www.rinya.maff.go.jp/j/kaigai/index.html#reddjcm3</a>
森林系 JCM のガイドライン策定がまだなされていない国	JCM パートナー国において森林分野 JCM の実施を可能にするためには、パートナー国政府の森林担当と日本の林

<p>が、JCMに参加出来るために、事業者ができる事を知りたい。</p>	<p>野庁が、森林分野ガイドラインの協議を行って合意し、更に当ガイドラインがJCで承認される必要があります。森林分野ガイドラインの協議を開始する際には、パートナー国側に以下の3条件が揃っていることを前提としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①森林分野の緩和成果をITMOsにするための環境・制度が整っていること</li> <li>②パートナー国政府が協議に前向きであること</li> <li>③ガイドラインが承認された際に、実際に日本の事業者が森林分野のプロジェクトを実施するポテンシャルがあること</li> </ul> <p>日本の事業者の方々には、森林分野の案件を計画いただいている時点で、③の条件を満たすこととなりますし、それがパートナー国政府にとって魅力あるものでしたら、それにより政府が協議に前向きになることもあるかもしれません。ただ、現状としまして、複数の国々と同時に協議を進めることは難しく、また1か国につき協議に1年以上要することもありますので、現時点で協議の候補に上がっているラオス・インドネシア以外は、森林分野ガイドラインの協議が始まる見込みは当面ないと考えています。</p> <p>森林分野のプロジェクトは時間もコストもかかるものですので、森林分野JCMが可能となる見込みの少ない国でプロジェクトを計画されるリスクについてはご承知おきいただければと思います。</p>
--------------------------------------	--

※回答内容は回答時点でのものであり、今後のJCM制度や各種支援メニューの方針に伴い変更となる場合があります